

# 天津大野木マイツニューズレター

12月号

2008年12月18日 担当:宮原 明子

## 企業所得税・増値税・外貨管理に関する新規定について

今年もあとわずかとなりました。最近、2009年1月1日から施行される新法令・新規則が続々と公布されていますが、今回はそれらを簡単にご紹介したいと思います。

### 1. 企業所得税収入の売上認識について

2008年10月30日、企業所得税の対象となる販売収入と役務提供収入について、販売方法別に売上認識要件と時期を定めた規則が公布されました。基本的にはほぼ会計上の取り扱いと同じですが、発生主義と実質主義の原則を遵守するための指針をより明確にしたものと言えるでしょう。以下に、主な内容をご紹介します。

#### (1) 商品販売の売上認識

##### ① 売上実現要件

商品販売の場合、以下の要件を同時に満たした場合に売上の実現を認識します。

- i) 商品の売買契約が締結済みで、商品の所有権に係るリスクと報酬が買手側に移転していること。
- ii) 企業がすでに販売した商品について、通常、所有権に関する継続管理権を保有せず、かつ、支配を行わないこと。
- iii) 収入金額が信頼をもって測定できること。
- iv) 既に発生或いは発生する販売のコストが信頼を持って測定できること。

##### ② 売上認識時期

上記(1)の売上実現要件に符合している場合には、以下の販売方式に応じ、それぞれ定める時期に売上が実現したものとされます。

- i) 代金委託回収方式 → 代金取立手続時に確定する。
- ii) 前受金販売方式 → 商品払出時に確定する。
- iii) 据付・検査が必要な商品販売の場合 → 据付・検査完了時に確定する。ただし、据付が簡単な場合には商品払出時とすることもできる。
- iv) 委託販売方式 → 代理販売明細受領時に確定する。

#### (2) 役務提供収入

役務提供収入は、提供した役務提供結果について信頼を持って見積もることができる場合、工事進行基準により役務提供収入を確定する。なお、提供した役務提供結果について信頼を持ってみるもることができるとは以下の要件を同時に満たす場合とされています。

- ① 収入金額が信頼を持って測定できること。
- ② 役務提供の完了度合いが信頼を持って測定できること。

役務提供の完了度合いは、完了した作業の測定、提供済み役務が提供すべき役務総量に占める割合、発生した原価が見積もり総原価に占める割合で確定するとされています。

- ③ 役務提供に係るコストが信頼を持って測定できること。

なお、下記役務提供収入については各々の条件を満たした際に確定する。

- i) 据付費 → 設置工事作業進捗状況により確定する。
- ii) 宣伝媒介による収入 → 当該広告もしくは商業行為が一般に公開されたときに確定する。広告制作費は、広告の作業進捗状況により確定する。
- iii) ソフトウェア費 → 特定の顧客のために開発するソフトウェアによる収入の場合、開発進捗状況により確定する。

- iv) サービス費 → 商品販売費に区分できるサービス費が含まれている場合は、サービスを提供した期間内に配分し確定する。
- v) 特許権費 → 当該資産を交付もしくは所有権が移転したときに確定する。
- vi) 労務費 → 長期に渡り顧客に提供する労務費は、労務活動発生時に確定する。

## 2. 増値税改正について

2008年11月10日付で、増値税改正に関する条例が交付されました。これまでの生産型増値税から消費型増値税に移行することにより、設備投資の推進や内需拡大を図ることが目的であると考えられています。影響が大きいと思われる改正点は以下の通りです。

### (1) 固定資産にかかる仕入増値税が、売上増値税より控除することが可能になります。

→ これまで東北3省等特定の地域にのみ認められていた固定資産に係る仕入増値税の税額控除が全国的に認められることとなりました。これにより、これまで仕入増値税を取得価額に加算し減価償却をしていましたが、税額控除が可能となる事でコスト削減効果が得られます。また、売上増値税からの控除により、増値税納税額を圧縮することができ、現金の流出を減らし企業の流動資金を増加させる効果があります。

### (2) 来料加工、来件加工（ノックダウン生産）及び保障貿易で用いる輸入設備の免税制度が廃止になります。

→ 残念ながら、奨励類業種に与えられている投資総額枠内での輸入設備にかかる増値税の免除優遇も取り消されてしまいます。今後は、輸入時に仕入増値税を一旦支払い、売上増値税から控除するという手順が必要になります。

### (3) 小規模納税義務者の増値税率が6%から3%に引き下げられました。

増値税改正については、現段階ではまだ実施細則が公布されていないためまだ詳細が不明確な部分もございます。今後通知される細則や各地の税務局及び税関の実務上の取り扱いについて注意が必要です。

## 3. 非貿易送金の対外支払いに関する変更について

2008年4月より天津、上海等の6地域に限定して、サービス貿易等における海外送金について、5万米ドル以上の海外送金を行う場合には事前に税務局にて「納税備案」という届け出手続きを行い、実際の納税は送金後で行うことができるとされていましたが、2009年1月1日から、国内機構および個人の**1回の国外支払が3万米ドル相当額を超える**下記の項目については、主管税務機関にて先に納税を行い「**納税証明**」を取得した後に送金を行うこととされました。

- (1) 国外機構あるいは個人が国内から得るサービス貿易収入
- (2) 国外個人の国内での労働報酬、国外機構または個人が国内から得る配当金、配当、利益、直接債務利息、担保費等の収益および経常移転項目収入
- (3) 国外機構あるいは個人が国内から得るファイナンスリース料、不動産譲渡収入、出資持分譲渡収益

例えば、上記に掲げるような支払いを4万ドル行う場合に、2008年12月31日以前であれば、当該支払いが5万米ドル以下であるため「納税備案手続」は不要となり、銀行審査のみで送金手続きが可能でしたが、2009年1月1日以降に支払う場合には、3万米ドルを超過しているため、先に税務局で納税を行い「納税証明書」を取得した後でないと支払い手続きが行えないこととなります。なお、納税証明書等の申請に係る手続きの詳細等については今後当局より新たな規定が公布される予定のようですので、今後公布される関連通知にご注意ください。

次々と新しい法令が交付され、2009年の年明けはやや混乱気味となることが予想されます。今回ご紹介した法令についても、まだまだ不明瞭な部分が多く、常に情報をキャッチアップしつつ、皆様に情報を配信して行きたいと思います。

(完)